不受不施派流僧の祈りと行法

宮崎英修

一　不受不施義公認の誓願

不受不施派僧俗の祈り、願望は、不受不施義を公認し再興して不受不施義を根幹とする法華信仰、法華宗化儀を樹立せんとするにあつた。すなわち、不受不施義の完全実施によつてのみ真の法華経精神の発輝があり、これによつて通一仏土、四海帰妙の仏国土の建設があると確信したのである。

日蓮法華宗の不受不施義の展開を見ると、はじめは王候除外制による不受不施義であつたが、教団の発展にともない教団内部に教権支配が強力となり、従来教団を外部より規制し来つた政治権力に対し、これに対応する自衛力を保有するに至るのである。当時の政治情勢は鎌倉幕府の滅亡、南北朝対立を経て室町幕府の成立をもたらすが、幕府の政権は戦国大名の間に彷徨して実力を衰失していたから、当時有力な宗派天台・禅・一向・法華の諸宗は、幕権に依頼しながら一方で着々と自宗の実力をやしなつていた。しかるに天文五年（一五三六）七月、天文法華乱以降、諸宗派はそれぞれに勢力を近畿、北越にわたつて伸張したが、織田豊臣の権勢のもとにようやくその傘下に帰属せしめられるようになつた。

日蓮法華宗も、織田信長の日蓮宗抑圧の政策安土宗論の謀略にかかり一宗沈滞したが、豊臣秀吉の時代に至つて法論不当、証文破毀の布令によつて汚名を払拭し得たものの方広寺の大仏供養千僧会が催おされるに及び、更び一宗浮沈の瀬戸際においこまれた。いわゆる供養会の出仕、不出仕とはいいかえれば謗法供養を受くるや否やの問題で、文禄四年（一五九五）九月この千僧供養会に不出仕を唱えた妙覚寺日奥・本国寺日禎等と、当時京都法華宗長老本満寺日重・日乾・本法寺の日通等の供養会出仕論者の両者が対立したことにより王候除外の不受不施義が法華宗を二派に分立せしめた。

慶長三年（一五九八）六月秀吉没し、徳川家康が天下を制するに及び、その宗教政策は「天下政道の手始め、万民見せしめの為に厳重の御成敗」[1]をもつてのぞむという厳罰態度で

事を処したから、日奥の不受不施義は国主権力の前には全く無力となり、日重一党の千僧会出仕者は「固辞しがたき厳命の旨ある故」と弁じて謗施受容を合理化し、家康没後の徳川政権下の日蓮法華宗の不受不施義を規制するようになる。いま国家権力に対峙して不受義を立て、死罪、遠流、禁獄、追放等に処せられた不受不施派の人々、特に流罪となった諸師を中心にその行動を考えて見るとこれら人々の日々の行業は読経、祈願、著述、読書にあけくれていたようで、不受不施義の公認、不受不施制の公許こそ真の法華宗の広布、四海帰命、立正安国の実をあげるものと確信していた。いうまでもないが不受の公認、公許は流罪の赦免を意味し、流人僧の赦免は不受公許に外ならぬと理解されていたのである。

二　仏性院日奥の行業について

まず不受不施派の派祖と仰がれ不受不施義中興の祖、中祖と崇敬される日奥について見よう。日奥は京都の上層町衆、辻藤兵衛の子天正二年（一五七四）十歳のとき妙覚寺十八世日典の弟子となり、孜々として勉学したが日典はその器を愛して教導その底をつくし、文禄元年（一五九二）同寺十九世の主職を譲つた。日奥時に二十八歳の若年であつたがよくその嘱望にこたえて妙覚寺の伝統をつぎ、秀吉・家康の権勢に屈することなくして謗施を受けず、慶長五年（一六〇〇）六月対馬に流され、慶長十七年赦免を得て帰洛したが、寛永七年（一六三〇）再び不受不施論争「身池対論」に連坐してその首魁と見なされ、その死後たるにもかかわらず、再犯の故にとまた対馬に配流、いわゆる死後の流罪に処せられた。

さて日奥は大仏の造立が進渉し発願後八年目文禄二年（一五九三）九月棟上が行われるや供養必至を慮ばかつたものか大仏造像仏殿の不成就を祈願し

日蓮大菩薩ノ御立行深ク信受シ奉ル義仏意ニ相叶バ大仏改易ノ願望必ズ成就セシメン　文禄二癸巳九月中ニ此験見セ玉ヘ　在判二十五日夜大地震動ス、翌朝ニ右ノ誓願カト疑ヒ思テ閼ヲ取ルニ霊験新ニ覚ユ　（奥聖鑑抜萃万亀P七五九）

この願文をもつて日奥は大仏改易を祈り、大仏殿棟上の翌日二十五日に霊験を感得したことを喜悦している。しかし大仏殿の造営は着々と進み、文禄四年九月落成を見るに至りかくして秀吉は先祖、父母、六親九族菩提のため千僧供養会を営むこととなつた。勿論、日蓮宗にも招請があつたが宗門は不信者である秀吉の供養を受けることは謗法者の供養を受けることで、これは宗祖以来の厳制であるから受くべきでないとする妙覚寺日奥等と、国主の施はたとえ謗供たりとも格別のものであるから受くべく、また不受をたてて国主の不興を蒙むり宗門を廃退せしむることがあつてはならぬとする日重等長老たちと対立したが、強力な指導力をもつ日重の意見によ

つて一宗は出仕することとなつた。日奥等はあくまで出仕を拒み、出寺して諸国を遊化し出仕者を謗法、謗供受容の一闡提人と責めた。そこで日重等は日奥の所行は貴命に応ぜず祖師に背戻するものと秀吉に訴えたが、秀吉はこれをすべて黙殺したようである。しかし秀吉没後、家康は日重等の訴えをいれ前掲の如く権威の厳重施行を要求して日奥に出仕を求めたが、日奥は旧の如くあくまで拒んだのでこれを対馬に遠流した。日奥は対馬国主宗智義にあずけられたが、在住中は不受義の公許、法華正法の流布を祈る生活にあけくらしたようである。日奥の祈りは道心の堅固なることをのみ祈つたのであり、この道心をもととしてすべての祈願は直結するものであるとしている。日奥は誓願する

果報の目出度も拙きも只心操の高下による事なれば神仏にも余の事をば祈るべからず、唯慈悲道心の深き事を祈るべしという事也。ただ心操優しく末代までの語り伝へにもなる程の心持を持たせ給へと祈るべし。万の願満この中に在るべし。縦ひ祈ると雖も宿因のなき果報は更に来るべからず。心操優しき振舞は貧賤の人の中に猶骨髄に徹する事あつて長き世語とも成り末代の人の鏡と成る事も有り然れば宿種あるは有につけ、無きは無に付て唯心操おたしく持たば宿福の無きは出で来り、有るは弥ゝ増長すべし。皆人本を祈らずして末を願ひ祈る事愚癡の至り仏神の御照覧も恥しき事なり、然ればせはせはと余の祈請無益なり。只心操世に比類なき事を祈るべし。争か仏神も哀憐納受を垂れ玉はざらんや

慶長十二年丁未盛夏廿三日

とのべたが新しくこの年の三月二十八日を結願として一七日の祈願をこめた。三月二十八日は宗祖日蓮の立教開宗の佳日で、古来日蓮宗ではこの月日を四月廿八日とするのと三月廿八日とするのと二様があり、日奥は三月廿八日を開宗の日としていたから(2)、この良日を結願にあてたと考えられる。しかもこの願文は血書でしたためられたもので願文誠に厳重、

一心敬礼　南無上行大菩薩。三月廿二日より同廿八日まで一七日の祈念、所詮大慈大悲の大道念に住し妙法不思議の大神力に依り堅強の大勢力を出し、天下の謗法を止めて日紹、日重、日乾等の大邪見を摧破し、宗旨の立義を前々の如く立直し、諸天善神の御加被力を蒙つて国主を正法に引入し、一天四海、皆帰妙法の弘願を成就せしめ給へ、呉々日奥に大正心の道念を与へ給ひて聊かも人情を起さしめ給ふべからず。是れ深く憑をかけ奉る処なり

慶長十二年丁未三月廿八日午刻（万亀P七六〇）

日奥の祈願は謗法の供養を止め、日重等の王候除外の不受不施義の邪見をひるがえし、国主が前々の如く不受不施義を公認されるように、また日奥自身が人情におぼれ、ほだされて宗義宗制の理解、維持に対し、遠慮したり譲歩したりしてきずつけないようにと祈つているのである。この願文は配流八年目の慶長十二年三月であるが、翌十四年夏法華経百万部

読誦の願を立て妙法の広布、不受不施公認を祈り諸国有縁の真俗に助力を求めた（御縁起　万亀P五〇〇）。日奥は早くより法華経読誦行をつんでいるが、元和九年（一六二三）四月の日典三十三回忌の諷誦文によれば文禄元年（一五九二）日典寂年の十一月廿八日、先師菩提の為に十万部読誦の願を起し、文禄三年先師三回忌には四千部を読誦納経した。その後、法難乃至遠島となり思うように進渉しなかったが、十七回忌（慶長十三年）に当り諸国真俗の助を得て対馬において十万部読誦の大願を成就している。かくて十四年再び万部の大願をおこしたのである。そののち元和九年（一六二三）十月、不受不施公許の折紙を得たが日奥は当時三百十三万九千六百七十三部以上の納経を成満しているが「誠に以て加様の功力、当宗制法の趣板倉伊賀守殿、公方様御耳に立てられ候処に能々聞し召し分けられ即ち御下知を成し下され当宗不受不施誘法供養両重の法度前々の如く立つべき旨仰せ下さる。信力の旁大慶これに過ぎず候」（万亀五〇〇）と感悦している。

三　日奥赦免の祈りと抑制

流僧の祈りは不受制法の公許にあり、流罪赦免は公許に直結するから、恐らく流罪を仰せつけられたその日から赦免の祈りはなされたにちがいない。日奥は対馬に流されて十三年在島生活をおくるが、流罪の時に随身した録内・録外御書を操り返し操り返し読んで自身の感情の動き、宗教的理性の高揚、明闇悟冥の起伏を御書の余白に書きつけており、日奥の人間的感懐が余すところなくのべられている。即ち、

㈠　日重の一党日乾・日紹及び流罪に処した家康に対する怨嗟の念、諸仏諸天は何故に彼等を罰したまわぬのかという不信の声、そして自分がまことに正義をふみ行っているのであれば彼等は必ず罰をうけ自分は赦免されるに相違ない。

㈡　またこの身が諸難にあい流罪にあったことは仏の制戒・金言の如説の行者たることの証左であると法悦にひたり。

㈢　自身の日々の信行、行動を反省し、懺悔して宗祖の声を親たりに聴き、またこれを聴こうとしている。[3]

このような日々の中で慶長十五年（一六一〇）三月二十三日、願文を製し（万亀P七六五）

守護正法の功力によって無始の業障一時に競い起り、八種の大難悉く一身に償い候……予遠島にありと雖も昼夜朝暮帰依渇仰の思い廃退あることなし、丹誠の意定んで照覧し給はんか、冥鑒誤り無くんば南呂己前に一の尊報を示し給へ。誠惶誠恐敬白、

于時慶長十五年庚戌三月廿三日　日奥在判

と祈った。日奥の赦免運動は早くから多くの人々の間で起され、慶長七年二月池上本門寺（十三世）蓮成院日尊が日奥に送った書状によれば、後藤徳乗・亀屋栄仁などと一諸に家康に働きかけ、[4]慶長十一年のころ常楽院日経は実力者角南恕慶と

共に諸方に赦免運動を行ない[5]、同十五年八月ごろ、対馬宗氏の家老で当時韓・明国の外交官として最も著名な柳川豊前守調信、この人はまた熱心な日奥信者で、この人が駿河の有力者と共に家康に赦免の訴願を働きかけ、また同十六年前後清水紹務が後藤徳乗等と運動したようである[6]。このような働きかけに対し日奥は流罪赦免は確実であると確信しつつも、信徒たちのこの動きに対し感謝し赦免されることは仏法の鏡にかけて明白なことではあるがすべてこれ仏意の計いの存するところとし、慶長七年の赦免運動について同年三月八日の「御難記」に「身はたとい此島に朽ち果て候とも名は朽ちまじく候へば、仏法は死して後にも弘まり候べし……たとひ帰洛をとげず候とも御歎きあるべからず」（万亀P一四一）といい、慶長十六年の赦免運動については紹務に

徳乗より書状にあずかり候種々肝煎候由奇妙に存候、去りながら還住の義は仏意御計あるべく候間、さのみ御心をつくされまじく候、か様の処に逗留申候ほど功徳つもり候間後世の得分と存候

と感謝しながら更に

今明年など帰洛候ことは悪しく候はんと存ずる事に候[7]

と活動を抑えている。日奥は宗祖日蓮に信伏随従し造次顚沛にも違うことなからんを期した人であるが、赦免に対するこの対応は日蓮の「真言諸宗違目」の制誡に符を合わすもので人々に感銘を起こさしめる。文永九年（一二七二）五月、配流七ケ月目、鎌倉で展開している日蓮赦免運動を、日蓮は

早々に御免を蒙らざる事は之を歎くべからず定で天これを抑るか日蓮の御免を蒙らんと欲するの事を色に出す弟子は不孝の者

と制している（定本P六三八）。日蓮のこうした抑制を日奥は身をもつて学び服膺したが、同時に流罪赦免を法華正義の顕益であると極成している日奥は「秋元鈔」に明された謗身・謗家・謗国の三謗法を自身は完全に免脱したことを確信し次の如く書き留め誓願をのべた。

仰願、高祖大士の加被を蒙て天下謗法供養を止め、宗旨の制法を前々に帰し、自他正直に仏法を行じ、倶に薩婆若海に入らん。是予が念願也、若時尅未レ至、此嶋に空く死せば、後生有レ志人、此御書を拝して念力をとげよ。

この文は録内秋元鈔の余白に慶長十六年に書き入れられたがのち次の文が加筆されている。

追、右の念力や徹りけん、翌年正月五日赦免、二月十三日迎船対馬に来る。同四月四日、嶋を立て六月四日に京に着き、板倉伊賀守に対面しぬ。

こうして日奥は赦免帰洛するのであるが、当時の人々は何人も日奥の赦免はあるまいと考えていたという。煩わしいようであるが、日奥の柳川豊前守におくつた書状によつて当時一般の風潮と日奥の信念確信のさまをみておきたい。

御当代に、日奥本意を開き帰洛せしめ候事は一向あるまじき義と

天下ともに申しふらし候事は御存知の事に候。況や予当国にて相果て候共、一身安堵の御詫言、申す間敷と申し切り候。貴殿へも度々申候上は、京都へも切々申遣候。然る上は大海の底の大盤石はひとり浮び出ることはありとも、某が二度帰洛せしめ候事は成りがたき事に候。然れども、愚意に存候様は法華経に誤りなく、釈尊の金言偽なくんばよもむなしくて相果つる事は有間敷と強盛に仏天へ訴え候へば案に違はず此の如く御赦免を蒙り帰洛せしめ候、これ法華経の金言不虚しるしとは思召候はずや[8]

こうして日奥は自身の配流は法華経如説修行の身読であるからには今生に赦免される事は疑いないと確信していたことがうかがわれる。かくして慶長十七年所期の如く帰洛した日奥は妙覚寺脇坊延寿坊に入り四ヵ年止住、元和二年（一六一六）諸寺上人が日奥に改悔し不受不施義通用の約定を入れたのを機に本坊に入つた。ついで同山修復、本坊、客殿を再興し、同元和九年三月千余僧を請じて万部会をいとなみ、同廿八日成満したが、その年十月十三日、不受不施義公許状を得たのである。日奥の喜悦はいうまでもない。

四　不受流人僧の祈りと期待

日奥の対馬配流、赦免以後公許の折紙下賜に至るまでの生活は不受不施公許の祈りであり、公許以降は感謝法悦の祈りの生活であつたが、間もなく身延山を根拠とする日重の系譜をつぐ関西諸山と、江戸の池上本門寺を中心とする関東諸山の間に再び不受不施論が起り、幕府は寛永七年（一六三〇）二月廿一日両者を江戸城に対論させたが、その裁決は家康の不受不施義を断ぜられた政治対決の先例を正面に出して法義内容に触れず、池上本門寺を中心とする関東諸山を敗論とし、これに出席した池上方同心の諸師を流罪、また同年三月十日、京都妙覚寺で六十六歳をもつて入寂していた日奥も、彼等の首魁であるとし、再犯の故をもつて再度対馬に配流と決した。今対論出席者と流罪地をあげて見よう。

池上本門寺日樹　信州飯田脇坂淡路守安元
中山法華経寺日賢　遠州横須賀井上河内守正利
平賀本土寺日弘　豆州戸田
上総小西談所日領　奥州中村相馬大膳亮義胤
下総中村談所日充　奥州岩城平内藤帯刀忠興
碑文谷法華寺日進　信州上田仙石越前守政俊

この他、対論に連坐し、出席しなかつた小湊誕生寺日延は自から進んで追放されんことを願い、はじめ伊勢神戸に預けられのち九州博多の地に赴いている。

池上本門寺長遠院日樹は飯田の配所にあつたが病を得て翌寛永八年五月十九日、五十八歳をもつて寂した。

このころ不受不施義を立て公儀に違犯した諸師が、法華の正義を死守し幕府権力に拮抗して毫も屈しなかつた反骨精神

は当時の士庶に高く評価され、京都においても江戸においても人々の崇敬は並々でなかつた。例えば京都妙覚寺は身延山の支配となり日乾が住持となつたが、百余の末寺は殆んど本山を捨て、僅か七カ寺が本山につき、武蔵においても池上本門寺、中山法華経寺等身延支配となつた諸寺の末寺は本山を離脱し、信徒はこれらの末寺について本寺を忘れ、これによつて本寺は衰微し伽藍は零落して法灯挑げがたい様態となり、身延山もまた諸国の参詣、運志激減するに至つている。しかるに一方なおも不受不施義を主張する小湊誕生寺・碑文谷法華寺・平賀本土寺はいよいよ繁昌し、不受不施義を立てる新寺は厳重な新寺建立停止令にもかかわらず明暦のころ（一六五五）には江戸府内にさえ二百余の新寺をたてその勢威旧に倍するものがあつた。いうまでもないことながら流人となつた諸師はその土地でまた深い帰敬をうけている。

長遠院日賢　領主本源寺を横須賀に建つ
了心院日弘　村民長谷寺を戸田に建つ
守玄院日領　相馬藩家老池田直介仏立寺を相馬に建つ
遠寿院日充　領主庵を窪田に建つ
修禅院日進　領主妙光寺を上田に建つ

長遠院日樹は寛永八年五月入寂しているが他の諸師の厚遇かくのごとくであつた。しかも人々は再び不受不施義再興を願い、流罪赦免を請うて祈願をこらし、好機をうかがつては赦免運動をくりひろげた。

中妙院日観は池上本門寺大坊十三世であつたが、身池対論の裁決に服せず貫首日樹に随順して大坊を退出し、下総野呂妙興寺に入り、ここに学室を設けた。野呂談林がこれでのち安国院日講この化主となつて不受不施義を高揚したことは有名である。日淳は三浦大明寺十七世（除歴）であるが、この二師寛永十三年四月は日光東照宮廟が竣工して大祭が行われるのを機として不受公許と流僧の宥免を訴願し

今流罪一等の名を宥恕せられば、日樹也、生前の大望を死後に達するものか……今年東照大権現の大祭礼の佳節にあいあたる。定んで知る非常の大赦を蒙らんことを[9]

と懇請している。

遠州横須賀に井上正利の帰依を得百石の寺領を付された本源寺に住持した寂静院日賢は寛永十五年が秀忠七回忌に当るので赦免が行われるであろうと期待し、江戸の慈淵老なる人に

高祖・十羅刹女・妙見へ御法楽頼存候、来年は台徳院様御年忌に候条、自然は赦免の事もあるべく候歟、御くじを三返取り候て下さるべく候[10]

といいやつている。恐らく、寛永十三年東照宮大祭礼の時にも赦免を期待し、来年こそは、と心をおどらせたことであろう。日賢はこうした中で、寛永十四年閏三月刊行し終つたか

の舜統院真迢の破邪顕正記五巻の日蓮悪罵の言に対し、同年と翌十五年にかけ論迷復宗決一巻、同別記一巻を製し往時の弟子であつた真迢の謬義を論している。日賢はかく大赦をのぞんだが、白烏の訪れなくして寛永二十一年八月二十四日六十二歳をもつて本源寺に入寂した。

岩城平の内藤帯刀忠興に預けられた中村檀林能化遠寿院日充はその地の窪田に寺地庵室をたまい、藩の子弟に学問を教授した。その生活は相当自由であつたらしく玄抽老という篤信の人が平の窪田庵に参詣訪問したとき湯治に出かけ留守であつたことを詫びているが

尚々先度は高駕なられ候所他行故閑談をとげず御残多存候以上

先日は御尋ねの処折節湯治を致し候故面上能はず御残多存候。

岩城平は岩城温泉の温治場のそばである。寛永九年四月廿一日の書状に信州伊奈の日樹より不受公許、赦免の祈念をするようにとの通知のあつたことよろこび、自分も懸命の祈念を捧げること誓い、この功験によつてこの四月の末―恐らく四月廿八日立教開宗会の佳日をあてたものか―には中村檀林にかえり面談できるであろうと確信しているのである。

此元仕合せ能候間心安かるべく候、明日より一七日之御祈念相始候、池上様へも御隠密之御祈念われらに仰せ付けられ候御事、身にあまり忝存ずる事に候、当月の末へには帰談候と万々物語候べく候、すこしもきづかい有間敷候。

日充の中村帰檀の確信は見られる如く不動のものがある。しかも寛永九年四月末の期待はおろか、年の末に日樹の訃を聞くのであるが、日充は赦免を確信し、寛永十六年は上様の父母の年回、即ち秀忠七回忌、母崇源院十三回忌に当るから「尤も御慈悲可有之かと頼母敷候て待入」(1)るがこれまたむなしく、ついに慶安三年（一六五〇）六月、六十七歳をもつて同地に寂した。流僧は日奥の赦免の先例により祈願をささげたのであるが爾来多くの流僧は配処に雄志を埋めたのである。

1 日奥「御難記」万代亀鏡録p一二七（万亀と略記）。
2 日奥「頌」同上p七六九。
3 拙著「不受不施派の源流と展開」p二五六。
4 日奥聖人御消息集　付録p二。
5 日経聖人御消息集　p七五。
6 日奥聖人御消息集　付録p二。
7 近年発見した日奥書状　千葉県多古町高岡道昭氏蔵。
8 日奥聖人御消息集　p一六
9 日観・日淳連署訴状　写本金川妙覚寺蔵。
10 日賢書状　近年新発見の書状　前掲高岡道昭氏蔵。
11 日充書状　日蓮宗々学全書二十一巻所収。

（立正大学教授・文博）